

令和元年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

令和2年6月12日

目次

I 総論	1
第1 令和元年度における委員会の運営の重点事項	1
1 事業運営方針	
2 重点事項	
II 令和元年度における委員会の取組	2
第2 委員会の運営全般	2
1 委員会会合の開催	
2 企画等専門調査会の開催	
3 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催	
4 委員会と専門調査会等の連携の確保	
5 リスク管理機関との連携の確保	
6 事務局体制の整備	
第3 食品健康影響評価の実施	4
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2 評価ガイドライン等の策定	
3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	7
1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2 食品安全モニターからの報告	
第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進	8
1 研究・調査事業のロードマップの改正	
2 食品健康影響評価技術研究の推進	
3 食品の安全性の確保に関する調査の推進	
第6 リスクコミュニケーションの促進	10
1 様々な手段を通じた情報の発信	
2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3 関係機関・団体との連携体制の構築	

第7 緊急の事態への対処	13
1 緊急事態への対処	
2 緊急事態への対処体制の整備	
3 緊急時対応訓練の実施	
第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	14
第9 国際協調の推進	14
1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2 海外研究者等の招へい	
3 海外の食品安全機関等との連携強化	
4 海外への情報発信	
III 令和元年度における委員会の運営状況の総括	16

(参考資料)

参考1 食品健康影響評価の審議状況	1
参考2 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況	2
参考3 主な食品健康影響評価の概要	11
参考4 評価ガイドライン等の概要	12
参考5 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について	15
参考6 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況	20
参考7 情報発信、意見交換会等の現状	30
参考8 外国政府機関への訪問、専門家会合への参加等について	41
参考9 海外研究者等の招へいによる国際ワークショップ等の開催	43
参考10 海外からの訪問者の受入れ状況	44

<p style="text-align: center;">食品安全委員会令和元年度運営状況報告書（案）</p>	<p style="text-align: center;">2019年度食品安全委員会運営計画 （2019年3月26日食品安全委員会決定）</p>
<p>I 総論</p> <p>第1 令和元年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>1 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、2019年度食品安全委員会運営計画（平成31年3月26日委員会決定）に基づき、重点事項を中心として、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。</p>	<p>第1 2019年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>（1）事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>
<p>2 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>a. 食品用器具・容器包装についてのポジティブリスト制度導入に対応するため、5月28日の第743回委員会会合において、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」を新たに決定した。</p> <p>農薬に係る再評価制度の導入等を踏まえ、更なる迅速かつ効率的な調査審議を行うため、3月24日の第777回委員会会合において、食品安全委員会専門調査会等運営規程を改正し、従来の農薬専門調査会を農薬第一から第五までの5つの専門調査会に再編するなど、評価体制の整備を行った。また、リスク管理機関と連携して、再評価を受けるべき農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を定めるなど、準備作業を進めた。</p> <p>b. 農薬について、国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、国内外の安全性評価の考え方等を基に、10月1日の第759回委員会会合において、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」を新たに決定した。</p> <p>また、添加物についても、食品健康影響評価技術研究（以下「研究事業」という。）の取りまとめを活用し、乳児を対象とした評価手法の策定等を内容とする評価ガイドラインの改訂作業を進めている。</p> <p>c. ベンチマークドーズ法を化学物質の毒性評価に活用するため、10月29日の第762回委員会会合において、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反</p>	<p>（2）重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>食品の安全に関する国際的動向を踏まえた我が国の食品の安全の確保に資する制度の見直し等を踏まえ、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>2019年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</p> <p>a. 平成30年6月の食品衛生法の改正によって、国際整合的な食品用器具・容器包装についてのポジティブリスト制度が導入されたことから、器具・容器包装から食品へ移行する物質について、評価ガイドライン等を取りまとめた上で、リスク評価依頼がなされた物質について順次リスク評価を行う。また、同年同月の農薬取締法の改正に伴い導入される農薬の再評価について対応を進める。</p> <p>b. 農薬について、国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、国内外の安全性評価の考え方等を基に評価ガイドラインを策定する。また添加物についても、研究事業の取りまとめを活用して評価ガイドラインの改訂を検討する。</p> <p>c. ベンチマークドーズ法については、化学物質の毒性評価に資するよう、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、食品健康影響評価</p>

応データへの適用]」を決定した。

また、食品健康影響評価への *in silico* 評価手法の適用を推進するため、研究事業等を通じ、既存の毒性データベース及び評価支援ツールの特性に関する情報、毒性データを基準とする評価支援ツールにおける毒性推定の検証結果等の知見の蓄積を行った。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

(1) リスクアナリシス及び食品安全の基本的な考え方並びに(2) 食中毒予防（カンピロバクター食中毒、ノロウイルス食中毒）を重点テーマ（※）として、ホームページやFacebook、YouTube等の様々な媒体を通じた情報発信、意見交換会や講師派遣などによりリスクコミュニケーションを実施した。また、児童、学生等への波及を期待し、栄養教諭等の学校教育関係者や食品関係事業者を重点対象としてリスクコミュニケーションを進めた。

※(1) リスクアナリシス及び食品安全の基本的な考え方：デルファイ法（専門家を対象に繰り返しアンケートを実施し意見を集約させていく方法）を用いた調査により、専門家が一般消費者に発信すべき重要なテーマとしたもの。

(2) 食中毒：ノロウイルスによる食中毒及びカンピロバクター属菌による食中毒は食中毒患者数の1、2位を占めている。食中毒を未然防止するために正しい知識と情報を提供する。

③ 研究・調査事業の活用

5月8日に研究・調査企画会議プログラム評価部会においてプログラム評価を実施した。その後、科学技術・情報技術の発展及び当該プログラム評価結果等を踏まえ、研究・調査企画会議事前・中間評価部会において「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定。以下「ロードマップ」という。）について、審議を行い、8月27日の第754回委員会会合においてロードマップの改正を決定した。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）といった国際会議等への参画、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）との会合の開催、レギュラトリーサイエンスに関する国際会合（GSRS2020）への出席等を通じ、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集を行うことにより、海外のリスク評価機関等との連携を強化した。

また、食品安全委員会が発行する英文電子ジャーナル「Food Safety -The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」のPubMed Central（PMC）への掲載が始まり、国内外により広く情報発信することが可能となった。

技術研究（以下「研究事業」という。）の成果等を基に集積された科学的知見を組み込むことによりガイドラインの作成を進める。また *in silico* 評価手法を推進するため、知見の蓄積を行う。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、リスクアナリシス及び食品安全の基本的な考え方並びに食中毒についてリスクコミュニケーションを実施する。特に学校教育関係者や食品関係事業者との連携強化を図る。

③ 研究・調査事業の活用

研究事業の活用状況等に着目した追跡評価の結果を踏まえ、プログラム評価を行う。その上で、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定（平成27年3月31日最終改定。以下「ロードマップ」という。））について、2020年度から2024年度までの5年間に委員会が推進すべき研究・調査の方向性を明示するための内容の改正を行う。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集のため、国際会議等に委員、専門委員等を積極的に派遣する。さらに、平成30年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合、新たな機関との関係構築、国際会議の開催等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的かつ戦略的に行い、連携を強化する。

II 令和元年度における委員会の取組

第2 委員会の運営全般

1 委員会会合の開催

4 2回の委員会会合を、原則として毎週火曜日14時から公開で開催した。なお、臨時会合の開催はなかった。

2 企画等専門調査会の開催

5月31日の第27回会合において、平成30年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。また、令和元年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行い、案件の募集を進めることが了承された。そのほか、令和元年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について事務局から報告が行われた。

11月14日の第28回会合においては、2019年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び令和元年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。

1月30日の第29回会合においては、令和2年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行い、以下のとおり委員会に報告することとなった。

① 「野菜およびその加工品での腸管出血性大腸菌」及び「規格基準がない食品の微生物リスク管理のMetricsを用いた規格と製造基準の策定に必要なリスク評価」：

評価に必要と考えられる科学的知見が不足しており、評価が困難であることから「自ら評価」案件としては取り上げないが、引き続き、委員会において情報収集を行う。

② 「グルテン」：

グルテンによる腸内環境の悪化等の健康影響のおそれに関しては、懸念を示唆するに十分な資料がなく、評価が困難であることから「自ら評価」案件としては取り上げないが、引き続き、委員会において情報収集を行う。

また、令和2年度食品安全委員会運営計画について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。さらに、令和元年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について事務局から報告を行うとともに、令和2年度緊急時対応訓練計画案について審議を行い、これを了承した。

3 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催

添加物専門調査会（6回）、農薬専門調査会（43回）、動物用医薬品専門調査会（7回）、器具・容器包装専門調査会（1回）、プリオン専門調査会（3回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（15回）、新開発食品専門調査会（5回）、肥料・飼料等専門調査会（9回）をそれぞれ開催した（注：開催回数には部会等の開催回数も含む。）。

また、栄養成分関連添加物ワーキンググループ（2回）、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（6回）、評価技術企画ワーキンググループ（4回）、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ（5回）、鉛ワーキンググループ（1回）、菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループ（2回）をそれぞれ開催した。

第2 委員会の運営全般

（1）委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

（2）企画等専門調査会の開催

2019年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

（3）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置

② 専門調査会の下に部会を設置

<p>このほか、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）に基づき、14件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。</p> <p>専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議を行ったものについては、以下のとおり。</p> <p>12月13日に開催された第178回農薬専門調査会幹事会において、添加物専門調査会の専門委員1名が参加して「アゾキシストロビン」の調査審議を行った。</p> <p>8月23日に開催された第170回添加物専門調査会において、「添加物に関する食品健康影響評価指針」について、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループの専門委員2名が参加して審議を行った。</p> <p>9月20日に開催された第192回遺伝子組換え食品等専門調査会において、遺伝子組換え食品等「<i>Rhodobacter sphaeroides</i> 168株を利用して製造された香料バレンセン」について、香料ワーキンググループの専門委員1名が参加して調査審議を行った。</p> <p>10月7日に開催された第227回動物用医薬品専門調査会において、「豚コレラマーカークチンを接種した豚に由来する食品の安全性に関する食品健康影響評価」について、遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員1名が参加して調査審議を行った。</p> <p>4 委員会と専門調査会等の連携の確保</p> <p>専門調査会における円滑な調査審議を図るため、委員が全ての専門調査会へ出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。</p> <p>5 リスク管理機関との連携の確保</p> <p>関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、9月24日及び1月30日に開催された食品安全行政に関する関係府省連絡会議や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。</p> <p>6 事務局体制の整備</p> <p>農薬再評価制度の実施に対応した評価体制を強化するため、所要の体制整備等を内容とする予算、機構・定員要求を行い、農薬再評価のための定員を措置し、体制を強化した。</p>	<p>③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議</p> <p>④ 関係する専門調査会を合同で開催</p> <p>(4) 委員会と専門調査会の連携の確保</p> <p>専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 事務局体制の整備</p> <p>評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された</p>	<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p>

資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。

添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品等を始めとする148件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、140件について評価結果を通知した。以下は、その概要である。

なお、専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については参考1のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については参考2のとおりである。

企業申請品目については、リスク管理機関から78件の評価要請を受け、前年度までに要請のあったものを含めて、88件の評価結果をリスク管理機関に通知した。標準処理期間を超過したものはなかった。

- ① 添加物（栄養成分関連添加物及び香料を含む。）
厚生労働省から10件について食品健康影響評価の要請があり、同省に3件の評価結果を通知した。
- ② 農薬
厚生労働省又は農林水産省から計35件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計68件の評価結果を通知した。
- ③ 動物用医薬品
厚生労働省又は農林水産省から計22件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計9件の評価結果を通知した。
- ④ 汚染物質等
厚生労働省から2件について食品健康影響評価の要請があり、同省に2件の評価結果を通知した。
- ⑤ 器具・容器包装
厚生労働省から3件について食品健康影響評価の要請があり、同省に3件の評価結果を通知した。
- ⑥ 微生物・ウイルス
厚生労働省から4件について食品健康影響評価の要請があり、同省に3件の評価結果を通知した。
- ⑦ プリオン
農林水産省から4件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計8件の評価結果を通知した。
- ⑧ かび毒・自然毒等
厚生労働省から平成29年度に要請のあった食品健康影響評価について、同省に1件（デオキシニバレノール（DON））の評価結果を通知した。DONはFusarium属菌が産生する毒素であり、小麦等の穀類が汚染されることもあることから、消費者の関心が高い。当該評価は、体内でDONに代謝されるDONの前駆体及び配糖体も含めてDON（総和）によって評価したことや日本国内の暴露データを元に暴露評価を行ったことに特徴がある。（参考3）
- ⑨ 遺伝子組換え食品等
厚生労働省又は農林水産省から計23件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計16件の評価結果を通知した。
- ⑩ 新開発食品

て

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

- (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

- (3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

消費者庁から6件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同庁に7件の評価結果を通知した。

⑪ 肥料・飼料等

厚生労働省又は農林水産省から計32件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計14件の評価結果を通知した。

⑫ 薬剤耐性菌

農林水産省から2件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に4件の評価結果を通知した。

2 評価ガイドライン等の策定

5月28日に開催された第743回委員会会合において、新たな評価指針である「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」を決定した。

10月1日に開催された第759回委員会会合において、新たな評価指針である「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」を決定した。

10月29日に開催された第762回委員会会合において、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針[動物試験で得られた用量反応データへの適用]」を決定した。

3月24日に開催された第777回委員会会合において、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」を改訂した。

11月13日に開催された第195回遺伝子組換え食品等専門調査会において、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方（《遺伝子組換え植物の掛け合わせについて》（1）、a）の「当面の間」の解釈）」を決定した。

添加物については、研究事業の取りまとめを活用し、評価ガイドラインの改訂作業（乳児を対象とした評価手法の策定等）を進めている。（参考4）

また、過去に決定された食品安全委員会決定等について、冊子の形で取りまとめた「食品安全委員会マニュアル」を作成し、委員、専門委員、事務局職員等に配布した。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

公募等により寄せられた意見等を踏まえ、企画等専門調査会において審議を行い、2月18日の第773回委員会会合で審議した。その結果、「自ら評価」案件として選定されたものはなかったが、それぞれ以下のとおり対応することとした。（再掲）

- ・ 「野菜およびその加工品での腸管出血性大腸菌」及び「規格基準がない食品の微生物リスク管理のMetricsを用いた規格と製造基準の策定に必要なリスク評価」

評価に必要と考えられる科学的知見が不足しており、評価が困難であることから「自ら評価」案件としては取り上げないが、引き続き、食品安全委員会において情報収集を行う。

- ・ 「グルテン」

グルテンによる腸内環境の悪化等の健康影響のおそれに関しては、懸念を示唆するに十分な資料がな

2 評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。

2019年度においては、器具・容器包装から食品へ移行する物質について、食品衛生法改正に伴うポジティブリスト制度導入に対応するため評価ガイドラインを策定するとともに、農薬について、これまでの評価結果や国内外の安全性評価の考え方を基に評価ガイドラインを策定する。また添加物については、研究事業のとりまとめを活用して評価指針の改訂を検討する。

さらに、ベンチマークドーズ法について海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用に関するガイドラインの策定を進める。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

2019年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

<p>く、評価が困難であることから「自ら評価」案件としては取り上げないが、引き続き、食品安全委員会において情報収集を行う。</p> <p>(2) 「自ら評価」の実施</p> <p>① 食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価 平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、平成27年度の調査事業以降に公表された知見・情報の収集を行い、当該調査事業で収集した知見・情報を精査し、調査審議を行っている。</p> <p>② アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価 平成27年度に「自ら評価」案件として決定した「アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価」については、平成29年10月に「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」を設置し、食品安全確保総合調査で収集・整理した科学的知見を活用し、調査審議を行っている。</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報発信</p> <p>① 「自ら評価」の評価結果について 令和元年度内に評価が終了した案件はなかった。</p> <p>② 「自ら評価」案件選定過程で決定された事項（情報収集等）について 平成30年度の「自ら評価」案件としては選定されなかったが「積極的な情報収集及び情報提供を行う」とされた「魚・魚加工品中のヒスタミン」について、ファクトシートを更新すべくヒスタミンの科学的知見の収集に関する調査を実施した。また、ダイオキシン類について、情報提供を目的としたファクトシートを作成すべく、ダイオキシン類の科学的知見の収集に関する調査を実施した。</p>	<p>(2) 「自ら評価」の実施 平成30年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。</p> <p>① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定） 調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。</p> <p>② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定） 研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を踏まえ、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を進める。</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報発信 2019年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 リスク管理機関に対し、平成29年10月1日から平成30年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認する施策の実施状況調査（第24回）を10月に開始し、2月18日の第773回委員会会合においてその概要を報告した。 今回の調査対象は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目（186件）と、平成29年9月30日以前に通知が行われたが前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（83件）の合計269件であり、このうちリスク管理措置済みとなった品目が182件、次回への調査継続となった品目が87件であった（参考5）。</p>	<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、2019年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p>

<p>2 食品安全モニターからの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随時報告について、平成30年4月から平成31年3月までに食品安全モニターから26件の提案・報告を受け付け、その概要を8月27日の第754回委員会会合において報告した。分野別では、「微生物・ウイルス等」に該当するものが最も多く12件、関係省庁別では、食品安全委員会に関するものが最も多く19件であった。 ・ 食品安全モニターに対する「食品の安全性に関する意識等について」の調査については、令和2年2月に実施し、その結果の取りまとめを行っている。 	<p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を2020年2月を目途に実施する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>1 研究・調査事業のロードマップの改正</p> <p>5月8日に研究・調査企画会議プログラム評価部会においてプログラム評価を実施した。その後、科学技術・情報技術の発展、当該プログラム評価結果等を踏まえ、ロードマップについて審議を行い、8月27日の第754回委員会会合においてロードマップの改正を決定した。</p> <p>改正されたロードマップにおいては、これまでと同様に、委員会が行う研究・調査について、(1)ハザード・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積、(2)健康影響発現メカニズムの解明、(3)新たなリスク評価方法等の活用に焦点を当てて実施することとし、具体的には、これまでに食経験のない食材についても注視していく必要があること、ゲノム編集技術等の最先端の科学技術の食品分野への応用を踏まえた対応も不可欠であること、リスク評価に必要な科学的データを効率的に収集・統合し、有効に利活用していくことが必要であること等を新たに記載した。</p> <p>また、プログラム評価の結果を踏まえ、研究課題・調査課題の選定に当たっては、中・長期的な活用も視野に入れて、研究・調査を効果的・効率的に組み合わせることを考慮することとした。</p> <p>2 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>ロードマップ改正案等を踏まえ、8月2日の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(令和2年度)」(以下「優先実施課題」という。)の案を取りまとめ、8月27日の第754回委員会会合において決定した(参考6-4)。この優先実施課題に基づき、9月19日に研究課題の公募を開始した。</p> <p>公募の際には、プレスリリースを行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。令和2年度研究課題については、公募終了後、事前・中間評価部会において書類審査及びヒアリング審査を実施し、3月3日の第775回委員会会合において6課題の採択を決定した(参考6-5)。</p> <p>(2) 平成30年度に終了した研究課題の事後評価の実施</p> <p>平成30年度に終了した6課題について、研究・調査企画会議事後評価部会において研究者からのヒアリングを含めた事後評価を実施し、8月27日の第754回委員会会合においてその評価結果を報告した。また、評価結果を各研究課題の主任研究者に通知するとともに、委員会ホームページで公表した(参考6-3)。</p>	<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>1 研究・調査事業のロードマップの改正</p> <p>今後5年間に委員会において推進すべき研究・調査の方向性を明示するため、ロードマップの改正を行う。</p> <p>2 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>2020年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、改正されたロードマップを踏まえて定められた優先実施課題に基づき、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p> <p>(2) 平成30年度に終了した研究課題の事後評価の実施</p> <p>平成30年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>

研究成果報告書については、委員会ホームページで公表するとともに、6 課題中の 2 課題を対象として「令和元年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を 11 月 22 日に公開で開催した。

(3) 令和元年度研究課題の実施及び中間評価の実施

平成 29 年度採択課題 (1 課題)、平成 30 年度採択課題 (7 課題) 及び令和元年度採択課題 (9 課題) について研究を実施した (参考 6-1、6-2)。また、各主任研究者から提出された 10 月末時点等の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめるとともに、令和 2 年度に継続実施予定等の課題 (8 課題) については、研究・調査企画会議事後評価部会において研究者からのヒアリングを含めた中間評価を実施し、令和 2 年 3 月 3 日の第 775 回委員会会合においてその評価結果を報告し、研究継続を決定した (参考 6-6)。

(4) 実地指導

11 月に、新規採択課題を中心に 8 機関の経理事務担当者に対し、研究費の適正な執行を確保するため、実地指導を行った。

(5) 関係府省との連携

9 月 18 日に食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議を開催し、関係府省の実施する研究課題、研究予算等について情報共有を図った。

3 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

令和 2 年度の優先実施課題に基づく調査課題について、研究・調査企画会議事前・中間評価部会において審議を行い、令和 2 年 3 月 3 日の第 775 回委員会会合において 5 課題を選定し (参考 6-7)、調査の実施に向けて、入札公告、審査会の開催、開札等の手続を行った。なお、入札公告の際には調査・研究機関に周知した。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した令和元年度調査の対象課題 (5 課題) について、総合評価方式による一般競争入札を行い、調査を実施した (参考 6-7)。

調査結果報告書については、知的財産等の情報の有無を順次確認した上で、食品安全総合情報システム

(3) 2019 年度に実施する研究課題の中間評価の実施

2019 年度に実施する研究課題について、別紙 4 に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(4) 実地指導

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、2019 年 10 月に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について (平成 17 年 1 月 31 日関係府省申合せ)) を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

3 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

2020 年度における食品安全確保総合調査対象課題については、改正されたロードマップを踏まえて定められた優先実施課題に基づき、別紙 5 に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公

<p>において公開している。</p> <p>4 研究・調査事業の「プログラム評価」の実施 1において記載したとおり、5月8日に研究・調査企画会議プログラム評価部会においてプログラム評価を実施した。</p>	<p>開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p> <p>4 研究・調査事業の「プログラム評価」の実施 これまでにいった、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着目した追跡調査を踏まえ、プログラム評価を行う。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 各媒体の利用傾向を把握し、食品健康影響評価その他の食品の安全性について、情報発信を行った。</p> <p>(1) ホームページ ホームページで、食品健康影響評価結果等の科学的情報、委員会及び専門調査会の開催状況等を提供した。特にキッズボックスについては、毎月、食品の安全は摂取した食品や物質の量に関係するといった、食品安全の基本的な考え方を取り上げた。 また、掲載情報をより見やすくするため、9月にトップページのレイアウトを見直した。 主な変更点：右下にあった添加物、農薬等の各専門調査会等の14個のバナー（入口）を統合して、右上に「各専門調査会等の情報」のバナーを新設。</p> <p>(2) Facebook Facebookにおいて、食中毒予防に役立つ情報、いわゆる「健康食品」に関するメッセージ、カフェインの過剰摂取を防止する注意喚起等を科学的根拠とともに発信した（約3本/週、計182本）。</p> <p>(3) メールマガジン メールマガジン「Weekly版」を原則毎週発行し、委員会の開催情報等を通知した。</p>	<p>第6 リスクコミュニケーションの促進 「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、2019年度の重点テーマを「リスクアナリシス、食品安全の基本的な考え方」及び「食中毒」とし、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。また、情報発信に当たり、新たな媒体の活用について検討する。</p> <p>(1) ホームページ 食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。特に、小学校高学年が成人（学校教育関係者、保護者等）と一緒に食品安全について学べるキッズボックスについて、掲載記事を充実させる。 また、掲載情報をより見やすくするため、トップページのレイアウトを見直す。</p> <p>(2) Facebook 「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえ、健康被害案件、2019年度の重点テーマ、季節性のある注意喚起等についての記事を適時発信する。</p> <p>(3) メールマガジン 委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を「Weekly版」</p>

また、メールマガジン「読物版」を原則毎月発行し、「食品安全の基本的な考え方」「食中毒予防」等をテーマに、実生活に密着した食品安全に関する科学的情報を発信した。

(4) ブログ

Facebook 及びメールマガジン「読物版」で発信した科学的情報を広く提供するため、随時ブログに掲載した(約3本/週、計182本)。

(5) 冊子等の紙媒体

食品安全委員会の概要を紹介するパンフレット「食品安全委員会」(平成31年3月改訂)を約1千部、「キッズボックス総集編」(平成31年3月改訂)を約5千部、意見交換会等において配布した。

カンピロバクター属菌による食中毒に関するリーフレットを作成し、地方自治体との意見交換会等において配布した。

学会の出展ブース等で掲示するポスターについて、リスクアナリシスの説明、リスク評価の基本的な手順、評価例等について、図表を用いて説明するよう内容を改訂し、学会等で掲示した。

(6) YouTube

YouTube で、「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」の「鶏肉等におけるカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」(6月開催)及び「ノロウイルス」(10~12月開催)で用いた資料と山本委員の解説を配信した。「みんなのための食品安全勉強会」については、COVID-19 感染拡大防止の観点から、計画していた講座の開催を見合わせた(2(1)参照)。

2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

(1) 意見交換会、講師派遣等

食品事業者、行政担当者を対象に「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」の「鶏肉等におけるカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」を鹿児島、福岡(各1回)で開催し、鶏肉の消費の多い地域においてカンピロバクター属菌に関する最新の情報を提供した。

食品事業者、行政担当者を対象に「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」の「ノロウイルス」を大阪(1回)、東京(2回)で開催し、ノロウイルスに関する最新の情報を提供した。

栄養教諭等の学校教育関係者を重点対象とし、リスクアナリシス、食品安全の基本的な考え方に加え、食中毒等の関心の高いテーマについて、地方公共団体と意見交換会を共催した。意見交換会の参加者は委員会、地方公共団体から提供された話題をもとに、グループに分かれて給食だよりやポスター等を作成して発表し、その内容について意見交換することで理解を深めた。

食品の安全について正しい理解を深めるための副教材を検討するために、認知心理学を応用し中学生・高校生を対象とした副教材について、研究事業による開発を進めた。

食品加工・流通事業者を対象に、食品安全の基本的な考え方や食品添加物の安全性に関する情報を適切に発信するための情報交換を行った(7月・2月)。

として発信するとともに、実生活に役立つ食品の安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等を「読物版」として発信する。

(4) ブログ

メールマガジン「読物版」で配信した内容を始め、食品の安全に関する情報提供を行う。

(5) 冊子等の紙媒体

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく冊子に取りまとめ、広く国民に情報提供を行う。また、パンフレット「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」(2019年改訂予定)を、意見交換会等において配布する。

重点テーマについては、食中毒については意見交換会でリーフレットを配布し、リスクアナリシスの考え方については学会のブース出展等で掲示するためのポスターを改訂する。

(6) YouTube

YouTube に2019年度に実施した「精講：食品健康影響評価」及び「みんなのための食品安全勉強会」の動画を掲載する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

(1) 意見交換会、講師派遣等

重点テーマについて、広く一般消費者を対象とした食品の安全に関する科学的な基礎知識についての講座「みんなのための食品安全勉強会」と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座「精講：食品健康影響評価」を、それぞれ複数地域で開催する。

また、特に学校教育関係者に対しては、地方公共団体主催の意見交換会等に講師を派遣することにより、児童・生徒、保護者への波及効果を高めていくほか、学校教育関係者が現場で活用しやすい教材(副読本)作りを進める。

加えて、フードチェーンの一部をなす流通に携わる事業者に対して、科学的根拠に基づく情報を提供する。

さらに、特定の食品による過剰摂取等のおそれがあるハザードについては、Facebook 等の記事投稿、意見交換会・研修等への講師

地方公共団体が実施する意見交換会等への講師派遣（11回）により、食中毒予防、カフェインの過剰摂取の防止及びいわゆる「健康食品」の適切な使用について、情報発信を行った。

また、食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習を5回受け入れた。

なお、一般消費者を対象とした講座「みんなのための食品安全勉強会」について、2月下旬から3月に東京、名古屋における開催を計画したが、COVID-19感染拡大防止の観点から開催を見合わせた。

(2) その他

「食の安全ダイヤル」に寄せられた消費者等からの問合せに対応した。また、必要に応じ、隔週で開催されるリスクコミュニケーション担当者会議関係省庁（消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省）へ情報を提供した。さらに、「食品安全ダイヤル」を通じて消費者から良く聞かれる食中毒予防などに関する質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報を提供した。

「食品の安全性に関する用語集」の改訂作業を行い、4月及び8月にホームページを更新した。また、第6版として冊子を作成し、関係機関等に配布した。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、児童を対象とした「夏休み2019 宿題・自由研究大作戦！」に出展（京都、東京、仙台において計3回）し、有識者による科学実験などを交えながら、情報提供及び意見交換を行うとともに、一般消費者を対象とした「食品に関するリスクコミュニケーション」を開催（10～11月）し、意見交換を行った。

また、消費者庁と連携し、「こども霞が関見学デー」に参加し、ゲームを通して手洗いや消毒の大切さについて理解を深めた（8月）。

リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスクコミュニケーションに関する情報交換等を行った（20回）。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体が行うリスクコミュニケーションによって、より効果的に科学的知識の普及が図られるよう、全国食品安全連絡会議（5月）を開催し、各地方公共団体が行ったリスクコミュニケーションについての調査結果をフィードバックした。さらに地方公共団体が平成30年度に実施したリスクコミュニケーションの優良事例を共有した。また、参加者の理解を得るための手法について、地方公共団体や委員会のそれぞれの役割分担について意見交換を行った。

(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構

遣により、その食品の摂取量が多い層に対して普及啓発を行う。

(2) その他

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤルを通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品のリスクについて科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。また、学校教育関係者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、連携強化を進める。

さらに、リスクコミュニケーションの成功事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連

<p>築)</p> <p>食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針をテーマに、策定した背景、評価の考え方などについて消費者団体（9月）及びマスメディア（11月）を対象に意見交換会を行った（各1回）。</p> <p>食品産業センターが主催する食品関係事業者との情報交換会に参加し、食品の安全に不安を感じた消費者からの問合せ状況について、流通事業者を交えて情報交換を行った（6月）。この情報交換会を踏まえて、食品産業センターからの要望に応え、食品加工・流通事業者を対象に、食品安全の基本的な考え方や食品添加物の安全性に関する情報を適切に発信するために意見交換を行った。</p> <p>(4) 学術団体との連携</p> <p>ifia/HFE JAPAN（国際食品素材/添加物展・会議、ヘルスフードエキスポ）（5月）、日本毒性学会学術年会（6月）及び日本調理科学会大会（8月）において、委員による講演と併せて委員会の業務について学会ごとの専門性に合わせたブース展示を行った。また、日本食品衛生学会学術講演会（10月）において、事務局職員による講演と併せて、委員会の業務についてブース展示を行った。日本食品微生物学会学術総会（11月）では、ブース展示で委員会の業務の紹介を行った。</p>	<p>携（円滑に情報交換できる体制の構築）</p> <p>マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等と、定期的に意見交換を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特に、消費者団体、事業者団体及び関係職能団体からの要望を踏まえ、意見交換会（共催）や講師派遣等を実施する。</p> <p>(4) 学術団体との連携</p> <p>食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において、委員会委員による講演等とブース出展を行う。</p>
<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>食品関係の大規模な緊急事態は発生しなかったが、災害発生時における食中毒への注意を促す情報やCOVID-19と食品との関係に関する情報について、Facebookを通じて提供を行った。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>2019年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施し、その結果について1月30日の第29回企画等専門調査会において報告し、検証を行った。</p> <p>また、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。</p>	<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>

<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>平成31年2月12日の第730回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とを重点課題とする2019年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、厚生労働省及び農林水産省も参加して行われた。</p> <p><実務研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応手順研修：4月8日 ・ 情報収集・分析研修：10月9日 ・ 情報共有・発信研修：11月7日 <p><確認訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認訓練：12月6日 <p>訓練結果の検証により、主に以下の点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、食品安全委員会の役割に即した研修等を積み重ねることにより、リスク評価機関に求められる緊急時対応体制を強化する必要があること。 ・ 実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系は効果的な設計であり、次年度についても、引き続き訓練を実施すること。 ・ イレギュラーな事態が発生した場合においても、適切な対応ができるよう、検討を行っておくべきこと。 	<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、2019年4月～11月（実務研修）、12月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>食品の安全性の確保に関する最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配布した。収集した情報を隔週で「食品安全総合情報システム」に登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。</p> <p>また、国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。</p> <p>食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。</p> <p>緊急事態に備え、任期満了に伴う各専門調査会等の専門委員選任に合わせて、専門委員の連絡先の確認を行った。</p>	<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような確かな整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p>	<p>第9 国際協調の推進</p> <p>(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p>

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣し（国際会議6回、派遣19回）、その成果について、海外出張報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報の共有を図った（参考8）。

2 海外研究者等の招へい

海外の研究者等を招へいし、食品安全に係る各種の勉強会等を実施し、科学的知見の充実を図った（参考9）。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

米国食品医薬品庁国立毒性研究センター（NCTR/FDA）、欧州食品安全機関（EFSA）及び欧州委員会共同研究センター（JRC）が中心となり開催された2020年レギュラトリーサイエンスに関する国際会合（GSRS2020）並びに豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、アイルランド食品安全庁（FSAI）及びサウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）が中心となり新たに立ち上がった食品安全機関ヘッドフォーラム等に参加し、情報交換を行うとともに海外の食品安全機関等との連携の構築を図った。また、JECFA及びJMPRに委員及び専門委員を派遣した。

6月にはEFSA主催のリスクベネフィットに関するサマースクールに事務局職員2名を派遣した。7月にドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）副所長及び農薬安全部長等が食品安全委員会に来訪した際は、最近のリスクコミュニケーションやリスク評価手法等について情報交換を行うとともに、欧州における化学物質の複合曝露及び農薬のリスク評価の取組みについて意見交換等を行った。

このほか、各国の食品安全に係るリスク管理・評価機関担当者がメンバーとなっている「リスクコミュニケーションに関する国際リエゾングループ（IRCLG）」や「食品中の化学物質のリスク評価手法に関する国際リエゾングループ（ILMERAC）」等に参加し、担当者間の日常的なメールでの連絡やウェブ会議等を通じて、意見・情報交換を行った。

以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

2019年5月 Prion2019

5月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）（臨時）

6月 第87回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）

6月 第34回OECD農薬作業部会

8月 米国バイオ規制視察

9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）

9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2019

2020年3月 米国毒性学会（SOT）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。

(2) 海外の研究者等の招へい

海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

(3) 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合を開催する。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

<p>4 海外への情報発信</p> <p>英語版ホームページに、評価書の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載するとともに、海外からの訪問者も受け入れ、食品安全委員会の取組について情報提供を行った（参考10）。</p> <p>委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載するとともに、Information, U.S.内のNational Library of Medicineが運営する生物医学・生命科学に関連するオンライン論文アーカイブ（PubMed Central：PMC）と契約し、Vol. 4 No. 1（平成28年3月）以降に発行したバックナンバーも含めて収載が開始されたことにより、食品のリスク評価に携わる専門家による論文及び委員会による評価書の内容等を国内外へ広く情報発信することが可能となった。</p>	<p>（4）海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。</p>
<p>Ⅲ 令和元年度における委員会の運営状況の総括</p> <p>委員会の事業運営については、おおむね、2019年度食品安全委員会運営計画に基づき実施することができたが、その運営状況について総括すると、以下のとおりである。</p> <p>今後、令和2年度食品安全委員会運営計画に基づく事業運営に当たっては、以下に総括された内容を踏まえて実施していくことが望まれる。</p> <p>1 食品健康影響評価</p> <p>令和元年度は、計140件の評価を終了してリスク管理機関に通知しており、確実に評価を実施できたと考える。しかしながら、依然として評価中の案件が約301件あること等を考えると、引き続き、評価体制の強化が必要である。また、国際機関等とは定期会合等での連携が進んできており、今後ともリスク評価の動向等も踏まえ、国際機関等と積極的に情報交換を行い、国際動向にも沿った評価の迅速化・効率化を図る必要がある。</p> <p>2 食品健康影響評価技術研究</p> <p>食品健康影響評価の実施に関する研究の有用性に重点を置き、研究課題の選定、中間評価及び事後評価を実施するとともに、研究成果を着実に食品健康影響評価等に活用できたと考える。今後も引き続き、事業の透明性を確保するため事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、研究事業の成果が、より一層評価に活用されるよう、募集段階から目的意識を明確化するなど、真に必要性の高いものを選定する必要がある。</p> <p>3 リスクコミュニケーション</p> <p>食中毒、いわゆる「健康食品」等の国民の関心の高いテーマについて、関係省庁や地方公共団体と連携し意見交換会を実施するとともに、専門家向けの講座「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」の開催、Facebook・ブログによる情報提供を行う等、国民のニーズを踏まえたリスクコミュニケーションが実施できたと考える。戦略的なリスクコミュニケーションを実施するためには、今後も、限られた資源（人員、予算）の効率的な活用の観点から、今後のリスクコミュニケーションの実施分野（テーマ）や対象者（関</p>	

係グループ)の重点化を進めていく必要がある。

4 国際関係

協力覚書締結機関との意見交換や専門家の招へいによる勉強会の開催や国際会議等への参加により、海外の関係機関と情報及び意見交換を行うことができたと考えるが、COVID-19の影響により3月中旬以降に実施予定であった外国政府機関への訪問等や海外専門家を招へいして行う国際ワークショップは中止となった。今後は、COVID-19への影響が残る状況において、海外の関係機関との連携について引き続き適切な対応が取れるよう検討するとともに、欧米諸国に加え、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築も必要に応じて検討する。

注：月日の標記において、年を特定していない場合は、4月にあつては平成31年、5月から12月までは令和元年、1月から3月までにあつては令和2年を指す。